

令和2年塩尻市議会6月定例会

産業建設委員会会議録

○日 時 令和2年6月15日（月） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第8号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第9号 都市計画法による地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例

議案第18号 令和2年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）中 歳出6款農林水産業費、8款土木費

議案第20号 令和2年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）

○出席委員

委員長	篠原 敏宏 君	副委員長	中野 重則 君
委員	中村 努 君	委員	古畑 秀夫 君
委員	牧野 直樹 君		
議長	丸山 寿子 君		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

議会事務局長	小松 秀典 君	議会事務次長	赤津 廣子 君
議事総務係主事	小林 貴裕 君		

午前9時57分 開会

○委員長 おはようございます。若干、早いですが、関係者全員おそろいでありますので、ただいまから6月定例会産業建設委員会を開会いたします。

本日の委員会は、委員全員が出席をしております。

この際申し上げます。審査に関する発言については、委員、職員共に全てマイクを使用させていただきますようお願いいたします。

それでは、審査に入ります前に、理事者から御挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 改めまして、おはようございます。委員会をお開きいただきまして、ありがとうございます。御提案を申し上げてあります各議案につきまして、よろしく御審査をいただきますようお願い申し上げます。

○委員長 では、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託されました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりであります。本日の日程について副委員長から御説明を申し上げます。

○副委員長 おはようございます。本日は各議案の審査を行います。協議会視察等の予定はありません。また、懇親会につきましては、新型コロナウイルス感染予防を考慮しまして、今回は行いませんのでよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 では、そのようにお願いいたします。

なお、申し上げておきますが、5款労働費、テレワーク推進事業についてであります。労働費でありますので、本来は当委員会所管ということではありますが、所管が官民連携推進室になりました。ということで、この部分については当委員会には付託されておられませんので、あらかじめ御承知置きください。

また、発言に際しましては、議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言を許します。発言に際しましては、必ずマイクを使用していただくようお願いいたします。

なお、密接を避けるため、議案及び款項ごとに説明者の入れ替えを今回は行いますので、よろしくお願い致します。

議案第8号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第8号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○建築住宅課長 それでは、議案第8号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてをお願いいたします。議案関係資料の22ページを御覧ください。議案関係資料にて説明させていただきます。

1、提案理由につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部が令和元年5月17日に改正されたことに伴い、必要な改正をするものなどです。

2、概要についてですが、(1)から(3)については、(1)(2)につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、通称で建築物省エネ法が一部改正されたことに伴うものです。この建築物省エネ法について若干説明いたしますが、元々は昭和54年に制定された省エネ法がありましたが、建築部門の省エネ対策の抜本的な強化が必要になったことから、平成27年度に制定されたものです。この建築物省エネ法は、大きくには大規模な被住宅建築物の省エネ基準への適合を義務づけるなどの規制措置と、一定基準に適合した旨の表示ができる制度や適合した建築物の容積率の特例措置を受けることができる任意の誘導措置の2つに分けることができますが、後者の誘導措置に関しまして、省エネ基準に適合しているか否かを審査認定する事務を建築住宅課の建築係で行っており、今回誘導措置の審査に関する事項の改正に対応するものでございます。

具体的には、(1)共同住宅等に係る建築物の省エネ性能基準への適合の審査について、共用部分の省エネ計算を省略するなど、簡易な評価方法が新たに追加等されたことにより申請に係る手数料を定めるものです。

(2)建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の審査について複数の建築物の連携による取組を行う当該

計画の審査に係る手数料を建築物ごとに算出し、合算することとするものです。これは、元々省エネ性能の向上に関する取組は1棟ごとに省エネ設備などを設置するものと想定していましたが、省エネ性能の向上を図る設備等を複数の建築物をまとめて1つの建物に集約する場合などの審査をする際に対応するものでございます。

続きまして(3)につきましては、市民課で所管する事務に係る手数料の内容になりますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法の一部が令和元年5月31日に改正され、個人番号の通知カードの廃止が令和2年5月25日に施行されたことに伴い、当該カードの再発行に係る手数料を削るものです。

3、条例の新旧対照表につきましては次ページ以降で説明いたしますので、先に4、条例の施行等についてですが、公布の日から施行するものでございます。

それでは、条例の新旧対照表について次ページ、23ページをお願いいたします。主な改正内容について説明いたします。23ページの右側の上段、別表第1に規定された現行の手数料になりますが、下線部の個人番号の通知カードの再交付1件500円につきまして、通知カードの廃止に伴い、左側の改正案のとおり削除するものでございます。

その下、別表4につきましては、都市の低炭素化の促進に関する法律、通称エコまち法に基づく低炭素建築物新築等計画の認定審査等に係る審査手数料を定めたものになりますが、認定等に関わる省エネ性能の基準については、建築物省エネ法の算定方法と同様であることから、必要な改正をするものでございます。具体的には、概要の(1)に記載しました共同住宅に係る簡易的な評価方法に係る場合については、共用部分は手数料の算定から除くように別表4の備考に改正案の下線で示したように、新たに3の項を追加するものでございます。

次ページ、24ページをお願いいたします。24ページ以降が別表第5に関する改正についてになります。別表第5は、建築物省エネ法に係る審査手数料を規定しています。24ページの下段から25ページの上段にかけて、左側の改正案のように一戸建ての住宅について簡易的な評価方法が法改正により新たに加わったことにより、新たに手数料を追加するものでございます。

ページをおめくりいただいて26、27ページをお願いいたします。26ページの中段になりますが、先ほどは一戸建ての簡易的な評価方法に関する追加でしたが、こちらは一戸建て住宅以外の共同住宅や長屋に関する簡易的な評価方法が法改正により新たに加わったことにより、左側の改正案のように新たに手数料を追加するものでございます。

27ページ中段以降は、別表第5の備考についてになりますが、左側の改正案の1の項から3の項につきましては、概要の(2)で御説明いたしました、複数の建築物の連携による取組を行う計画を審査する場合の手数料の算定方法を記載したものでございます。

その下の4の項から次ページ28ページの5の項までにつきましては、概要の(1)で御説明いたしました、共同住宅等の共用部分を省略する簡易な評価方法による審査をする場合の手数料の算定方法を記載したものでございます。

その下の6の項につきましては、表記方法を修正したものでございます。

以上、主な改正内容になりますが、新たに設けた手数料の金額並びに手数料の算定方法、共に長野県手数料徴収条例に倣い、県条例の金額と算定方法と同じものとなっています。

私からの説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見がありましたらどうぞ。ありませんか。

では、私から1点、概要の1番2番に関わるこの手数料については、例えば年間何件くらい実際この手数料が必要な事務手続があるか、いかかでしょうか。

○**建築住宅課長** 建築物省エネ法につきましては、平成28年度から施行されているのですが、これまで4年間で認定申請は特にございません。エコまち法に関しましては、年に1件あるかないかというところがございます。以上です。

○**委員長** 分かりました。ほとんど例はないということ。

ほかにありましたら、よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので採決を行います。議案第8号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 御異議なしと認めます。議案第8号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、ここで説明者の入れ替えを行います。

議案第9号 都市計画法による地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例

○**委員長** それでは、議案第9号都市計画法による地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**都市計画課長** 私からは、議案第9号都市計画法による地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。議案関係資料は29ページをお願いいたします。

提案理由でございますけれども、先月の議員全員協議会で御説明しましたとおり、地域住民主体のまちづくりを進め、特に農山村集落の地域コミュニティ維持及び活性化を図るために必要な改正をするものでございます。

概要でございますけれども、1つ目としまして、まちづくりを主体的に行います地域住民から地区計画等に関する申出を行えるようにしたものです。

2つ目としまして、地区計画の申出があったときは都市計画審議会を開催し、審議会の意見を聞くことができるようにしたものでございます。

30、31ページ、新旧対照表を御覧ください。第1条の趣旨規定では、地区計画等の原案の申出ができるようにしたものでございます。

次に、新しい第4条第1項では、地区計画等の原案について住民や利害関係人から申出ができるように定めた

もので、同条第2項では、申出に当たって地区計画対象地域の土地建物所有者から3分の2以上の同意を求めることとしたものでございます。

次に、新しい第5条ですが、当該申出があった場合の措置について定めたもので、具体的には地区計画は市が都市計画決定することになることから、都市計画審議会においてお諮りするなど、速やかに手続を行えるよう定めたものでございます。なお、この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、私からの説明となります。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見どうぞ。

○副委員長 1点、第4条第2項、原案の対象となる区域内の土地建物について所有権を有する者の3分の2以上の同意、この同意は誰が求めるのですか。

○都市計画課長 この同意の取得に関しましては、提出をされます地域の方が地区計画のエリアを指定しますので、そこのエリアに係る地域住民ですとか建物所有者、土地所有者から頂いて、市へ提出されるという形になります。

○副委員長 その取りまとめは誰がやるかというのは、

○都市計画課長 あくまでも地域住民で申請をする方が最後に取りまとめをして、市のほうへ申請を上げてくる形になります。

○副委員長 そうすると、その区域のどなたかが代表になって、その方を中心として取りまとめをしたものを市に上げてくると、そういうことですね。

○都市計画課長 そのとおりでございます。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

○中村努委員 市街化調整区域のコミュニティーの維持だとか人口の減少防止だとか、市の中で最重要課題だということを議会でも再三申し上げてきて、議会報告会等でも市民から御指摘をいただいて、規制緩和はできないかというような議論をしてきて、検討の結果こういうものが出てきたとは理解していますが、この間頂いた全協の資料の中の導入の経過の中で、県内の線引き都市、松本市、須坂市、小布施については既に取組が始まっていると、塩尻市はこの地区計画という形の導入でやっていきたいと、こういうことだったのですが、松本、須坂、小布施というのはどういう手法でどういうことになっていて、塩尻市と何が違うのか、教えてください。

○都市計画課長 ただいまの質問ですけれども、松本ほかの長野県内で先行している場所につきましては、都市計画法の第34条の11号という区域指定という方法で規制緩和をしている状況でございます。この方法につきましては、第34条の11号自体は、その区域は長野県が指定することになりますし、その要件というのが、50戸連たんですとか、あと市街化区域に隣接しているとか、幾つかの要件があるのですけれども、実は第34条の11号をやっている地域、多くのところが、なかなかその区域に指定されても、いつでも農地転用ですとか土地の売買が自由に行えるといったことで、土地の活性化がなかなか進まないといったところが非常に多く見受けられました、そういったことではなかなか集落の活性化は進んでいかないということが考えられますので、市としましては、あくまでも地域住民がきちんと自分たちでその計画をつくって、自分たちが話し合いをして、さらには新しい開発エリアを決めて、その計画をつくることによって、その新しいエリアでは即効性のある開発が行われることが想定されますので、第34条の11号よりも第34条の10号のほうがきちんと人口の増加とかそういったこと

が確実視されますので、市としてはこの地区計画制度を取り入れていくことと検討いたしました。

○**中村努委員** 区域指定よりもこの地区計画のほうが実質的に進むと、多分区域指定のほうが範囲はすごく広いのだろと思いますが、松本市なんかは積極的にやっていて、聞かせていただくと、いわゆる一番課題になる住民の合意、そういうのが独自の条例でもって必要なくて、行政側で線を決めて、それを住民に提示すればいいと、それで区域指定ができてしまうと、ただ区域指定された後どうするか、また次の問題ですが、そういう中で土地の売買ですとか、家の売買ですとか、かなり自由にされていると思いますが、松本市の区域指定と塩尻市のこの地区計画の違い、これを教えてください。

○**都市計画課長** 担当の係長より説明いたします。

○**計画係長** 都市計画課の武居です。よろしくお願ひします。松本市の区域指定、先日松本市とも意見交換いたしましたけども、先ほど課長から申し上げたように、第34条11号の区域指定については、50戸連たんですとか道路のインフラ等が整っていれば、ある程度そういった道路沿いであれば基本的には大きく開発ができるような許可になります。うちがやろうとしているのは第34条の10号の地区計画でございますけれども、昨年塩尻市で公表しました立地適正化計画、こちらにおきましては、当然市街地もそうですし、農山村部においてもある程度居住となる拠点を決めて、これから人口減少に至るに当たってはそこを中心にインフラの維持ですとか、そういったものを行うと。コンパクトに合わせたまちに形成するというところで、調整区域全体を開発できるというよりは、元から第34条の12号に区域指定されている部分、こちらについてはもう60%から80%既に宅地となっておりますので、その部分を新たに開発できたり、土地利用の属人性をはがしたりして、より使いやすくなるようにして地域の人口維持を図ろうという部分で松本市との違いが、広くやるのかそれとも集中的に人口を維持させるのかと、そういう部分での違いがございます。

○**中村努委員** 市民の声を総合すると、区域を広げてもらって土地の活用範囲を広くしてほしいとか、あるいは当然そういうことをすることによって土地の評価とか価値が変わってきますので、子供や孫に使い勝手の非常に悪い財産を残すよりも、ちゃんと自分の意思で自由にできるような財産を残したいとか、そういう意見がありますが、塩尻市が区域指定でやるということはどうしてもなかなか難しいのか、やってもあまり意味がないのか、その辺どうでしょうか。

○**都市計画課長** 今の区域指定に関しましては、長野県のほうでも最近まちづくりというところに特化をして規制緩和という部分を考えておまして、あくまでも今までの第34条の11号という形の区域指定よりも、やはり住民がきちんとコミュニティーをつくって、話し合いながらまちづくりを進めていく方法が大切だということですので、それに合わせた形で私どももやっておりますし、市としましては市街地のみならず既存集落はきちんと守っていかなくてはいけないという考えで、そういったところを市が守るのではなくて、自分たちがきちんと考えて、自分たちがどういったまちにしていくかという、そこが一番大切だと思いますので、今回の地区計画という制度は私どもの考えにやはり合っていると。ただ、一番最初に申されたとおり、調整区域に土地を持っておられる方というのは自由にといいますか、今農業離れが進んでいるということもありますし、なかなか田畑を耕したりとか管理するのも大変だという声は聞かれていますので、そういったことから自由に売買ができればとか、そういった意味合いでそういった声も多いと思いますけれども、あくまでも市街化調整区域というのはそういった農地はきちんと保全していかなくちゃいけないといったところですので、それはそれとしてき

ちんと守っていくという形で塩尻市は線引きをしておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

○中村努委員 指定既存集落の指定ですけれども、これは県でやっていると思うのですけれども、これは筆番ごとに台帳か何かで管理をされているのですか。

○建築住宅課長 開発審査の関係、建築住宅課の相談窓口をやっていますので、私のほうから回答させていただきますが、指定既存集落につきましては、筆ではなくて集落を範囲として指定しますので、筆では指定はしません。以上です。

○中村努委員 地図にそのまま線として落とされていると、この地図というのはいつの地図ですか。

○都市計画課長 一番最初に指定されたところが昭和 62 年 3 月に広丘堅石郷原集落、宗賀洗馬集落、宗賀床尾集落、この 3 地区が指定されておまして、ほかの 9 地区に関しましては、昭和 62 年 12 月に指定されたものでございます。

○中村努委員 先ほど課長のほうから課題として地域のコミュニティーをしっかりと維持していくという話があったのですが、もうそのころの状態とまちの形というのは変わっていますし、広く俯瞰して見ればそんなに変わっていないけれども現地に行けば農家分家なんかで境から道 1 本挟めばその集落から外れているだとか、ただコミュニティーは一緒だよとか、そういうようなところも結構あるわけです。何でそんな昔の地図にこだわって現状をしっかりと調査しないのかなと思うのですが、昭和 48 年、それから昭和 62 年、何でそのときにこだわるのか、その辺がよく分からないんですが、随時見直していくということはできないのか。

○都市計画課長 多分縁辺部等々の出入りの話をされていると思いますので、私どもの考えとしましては、今回の地区計画を立てるエリアにつきましては、あくまでも前提として先ほどの指定既存集落という形を考えておりますけれども、厳密に建築でやられているような形の開発行為ではありませんので、市のほうであくまでも運用基準という形で定めることができますので、どうしても地域住民がもう少し広めに取ることによってコミュニティー維持にメリットがあるということであれば、それはその地区計画の中できちんと説明さえすれば私どもは認めていく方向で考えておりますし、また多分今回が一番最初のスタートですので、地域エリアについて今の状態のまま施行してもなかなかコミュニティー維持が進んでいかないといったことが 5 年 10 年先に出てきた場合には、このエリアの考えも見直すことが必要だというふうに考えておりますので、取りあえず今回この地区計画をスタートさせる段階では、きちんとそのエリアという部分は指定既存集落という形に考え方を絞らせていただいているといった状況ですので、あくまでもこれから先このコミュニティー維持がどうしてもうまくいかないよといった場合には変更も考えられるということで考えておりますのでよろしくをお願いします。

○中村努委員 スケジュールという、この 7 月から地元への説明会が始まると、そういったときにそういったミクロの話が出てくると思うのです。地図を見たらうちは入っていないよとか、あのうちだけ外れちゃっているよというようなことが出たときに、今のお話だとその辺は柔軟に見ていただけということなのですか。

○都市計画課長 そのとおりで、あくまでもコミュニティー維持といった部分で、地域住民がこの地区計画をそこに絞ったことによって分裂してしまうとか、そういったことがないように、その辺は柔軟な対応を取ってまいりたいと考えております。

○委員長 ほかに。

○牧野直樹委員 地域を指定するって前回のときにも言ったのだけど、平成 16 年のものをそのまま何も変わら

ずに提示してきているでしょう。今おっしゃったとおり、担当者のほうで見直しが可能ですよと言われたら、もっと大きい範囲を指定しておいてそこから考えていくという逆の発想はできない。今のメッシュのかかっている地域がここだったら、その範囲内に状況が変わってきて都市計画道路ができてくる。それと50連帯の施設の間がしっかり空いているところにぽつんと上だけこんなメッシュをかけられても、その区域の中の全体にメッシュをかけておいて、それから削っていくという逆の方向で考えて、取りあえず地区計画のメッシュは大きくかけておいたほうがやりやすい。小さくかけてそこを広げていくなんで、県ならそんなこと絶対許可しない。大きくかけて削るのは幾らでも許可してくれると思うので、最初メッシュの範囲を広くかけるという、そういう考え方はないですか。

○都市計画課長 あくまでも今回の地区計画制度というのは市街化調整区域の開発に対する規制緩和でございますので、大きく取るという話になると、最終的には線引きを外すといったような話にもなりかねない話だと思いますけれども、要するに市街化調整区域の農地というのは、きちんと守っていくべきところは守っていかなくてはならないですし、今回地区計画をやるエリアについては、あくまでもその地域の昔から生活がされてきた周辺集落という形で、そこには今空き家ですとか住宅に囲まれた農地ですとか、そういったところがあるかと思えますので、そういったところに少し住宅を造って空き家を活用して居住人口を増やしていくと、それによって昔のようにある程度コミュニティーがきちんとできるような人口を確保して地域を守っていくといったことを考えておりますので、あくまでも調整区域の畑とか田んぼとか、そういった部分の開発をやることを目的でないといったことが今回の地区計画制度の考え方ですので、その辺は御理解をいただきたいと思えます。

○牧野直樹委員 都市計画区域が指定されているから難しいからっていったいろんな声が上がって地区計画という話が出てきたと思う。だから開発ができないから、いろんなことで地区計画なり第34条の11号なりというのがあるから、それによって開発をしてコミュニティーを維持しましょうという話が出てきて、これはあくまで開発が目的だよね。こうなったら開発できますよというのが目的であって、空き家がどうのこうのって、そんな問題じゃない。集団で開発できる場所があったら集団で家を建てられる。違う地域から入ってきて家を建てられる。その人たちはそこでコミュニティーをつくっていくわけで、現在の何十年も何百年も続いた連帯の中の空き家にぽつんと若い人なんて絶対に入らない。生活とかいろんなことが違う。だから市としては、この窮屈な調整区域の中をいかに開発できてコミュニティーを守るかという、そこを前提に考えてもらわないとやる意味が全くない。それも古いところのメッシュを使って、さっき中村委員が言うとおおり、現状とはちょっと違っているのではないかなと思うのですけれど、その辺の御見解と、都市計画法より農地法のほうが上位にあるので、その調整はどうなっているのか。都市計画法より農地法が上位で、ここらの調整区域のこの中は集団農地だから駄目ですと言われてしまうと一切身動きができなくなってくると思うのだけど、その辺の調整というのは県の都市・まちづくり課と農政課とは話ができていて進んでいるかという、その辺もお聞きしたいです。

○都市計画課長 何点かありましたけれども、まず一番最初のほうの空き家等々の話から申しますと、まず今の事業区域といった形でいいますと、農家分家ですとか農家住宅のみの開発しかできないといった形になります。その部分が今度地区計画をすることによって属人性ですとかそういったところを取り除かれますので、自由に売買ができるようになるといったメリットがございますので、今本当に空き家になっているとか、もう住んでいない建物があるところについては、建物を壊してまたそこを開発かけるといったことも考えられますし、また農地

等の話につきましても、あくまでも今指定既存集落に囲まれた 12 号エリアの中にも幾つか住宅に囲まれた農地等も存在しますので、そういったところをきちんと開発をかけていくといったことが必要なのかなと思います。

あと県との農政の関係の話ですけれども、あくまでも農地については農転ですとか農振除外、これが確実に行われる土地でないと今後も開発ができませんので、そういったところは既に昨年から長野県のほうと調整をしておりまして、個別具体の計画がある程度出てきた段階できちんと県と調整をしてエリアを決めていくといった話になっておりますし、あと県の都市・まちのほうの都市計画のほうも、私どものこの内容について御説明を申し上げて一定の御理解をいただいているところでございます。

○牧野直樹委員 例えば、メッシュのかかったところが届け出なしでやって、いよいよ同意を得て開発したいというときに、そのメッシュの中に農振法の青字の農用地区域の筆があるだとか、そういうのは後になる、そういうときはメッシュの中は全部解決できているわけですか。除外もできている。メッシュの中に 1 筆ずつ農振法の農用地区域の指定はされる。それは全て外して、そのメッシュの中はあるわけですか。農振法から全部外れて地区計画やりますよと、そういう話じゃないと簡単にはできないと思うけど。その辺の調整というのはできていますか。

○計画係長 エリアの中の農振農用地ですとか非農地と 12 号区域の中にも含まれております。1 年ぐらい県の農政課ですとか、都市・まちづくり課と調整してまいりまして、このエリアの中にある農振農用地等を含めた形で地区計画を立てるのは構わないと。ただそこを開発するかどうかというのは個別案件になるので、地区計画を立てた段階ではまだ農振農用地として残っておりますけれども、そこを開発する場合、多分 50 戸連たんとかそういったものが取れば農振除外ができて農地転用もできますので、一旦地区計画立てる場合にはまだ農振農用地のままですけれども、その後開発することは地区計画があることによってスムーズに行えるということで県とは調整しております。

○牧野直樹委員 今のメッシュの小ささより、もっと大きい範囲でメッシュをかけてもらいたいというのが要望。その地域に。やたらどこかに持って行ってかけるのではなくて、今かかっているところの実状を現場行って見ていただいて、この範囲では、こっちまで入れたほうがいいな、今やらなきゃできない。1 回出してしまうと県で話を広げるといことは、広くやって削ることは簡単なので、その辺をもう一度よく現地へ行っていただいて確認をしていただいて、地域指定をしていただきたい。要望です。

○委員長 要望でよろしいですか。

○牧野直樹委員 はい。

○委員長 ほかに。

○古畑秀夫委員 今の説明を聞いていますと、結局心配しているのは地域計画せつかく地域住民が立てたけど、立ててこういうふうな地区を活性化させるためにということで、計画立てたがそれが承認されないこともあるということですか。地区指定したところの中でも、その計画が駄目だというようなこともあるということですか。そういうことはないということですか。

○都市計画課長 地区計画策定に当たっては地元住民でつくりますけれども、あくまでもコンサルを入れますし、市の職員もきちんとアドバイスをしてまいりますので、エリア取りをするに当たって、難しい部分というのは多少いろんな地区であるかもしれませんが、最終的に無理なところはそのエリアに含めないでという形を考

えておりますので、今のところ地元から提出される段階では、そのエリアで地区計画が定められるといったことで考えております。

○古畑秀夫委員 では、その段階で市の職員も入って、きちんとやっていくから問題ないという理解でいいですね。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

○中村努委員 費用負担の関係ですが、これはどんなことに費用がかかってくるのか教えてください。

○都市計画課長 資料を持っておられる方と持っておられない方がいて大変申し訳ございません。一応費用負担自体は、まず一番最初、地区がこういったまちづくりのきっかけとしてこの地区制度を活用したいと言ったときには、まず勉強会ですとか、そういったことが必要となりますので、そういった部分については市のほうできちんと対応いたします。またその地区の一番人口があった時代からの人口動向とか、土地のどういった利用状況であるか、先ほど言った農振とかといった部分もありますので、その土地利用をきちんと把握します。そういったことに関しては市が全て費用としてやりますので、本年度も一応予算化してあるのですけれども、1地区当たり50万円程度で、本年度は一応2地区分予算化している状況です。そこから実際に地区が具体的に地区計画の策定に入りますので、その部分についてはあくまでも地区からコンサルへ委託して、策定をお願いしていただくこととなります。この部分につきましては、私ども見積もりでコンサルからいろんな情報を仕入れているのですけれども、1地区当たり、平均でいくと100万円程度かかるという話であります。この100万円についてはふれあいのまちづくり事業補助金というのが、今、市の地域振興課のほうで持っておりますので、この制度を少し要綱の中身をこれから変えさせていただきまして、この補助金を使って地区はコンサルへ委託していくと。このふれあいのまちづくり補助金については10分の10という形で、あくまでもまちづくりですので、市のほうはそういったことで費用負担をしていくといった方向で考えております。ただし、先ほどの話にもあった、地域から同意書をもろう関係、これはかなり地域住民をまとめていくというのは労力がかかかりますので、こういったところを地区がきちんとやっていただくといったことで、ほかのお金等の費用については市のほうできちんと手当てしていくといったことで考えております。

○中村努委員 では、地元負担は立て替えも含めてないということでしょうか。

○都市計画課長 その点が、補助金等々がどうしても最後、実績報告で補助金が振り込まれる形になりますので、ないとは言いきれませんが、業者とのやりとりの関係で費用負担をします。一時立て替えという形は場合によっては発生することも考えられると思います。

○中村努委員 分かりました。あともう1つ、冒頭に副委員長から質問があったのですが、地権者のどなたかと進めていく人を決めてやっていかないといけないと思います。段階としてはまちづくりのきっかけをこれからつくっていく段階だと思うのですが、市との事前協議というのはこれからなのか既にやっているのか分からないのですが、どことは言わなくて結構ですので、私聞いたときに、これで手を挙げる人いるのかなという心配があったのですが、その辺の手応えというかその辺どうでしょうか。

○都市計画課長 地区名までは申し上げられませんが、実際に今回これで条例施行になりますと、既に市内の1地区で提出をしたいといった地区がございます。また、昨年以降、他の地区でも勉強会をスタートしている地区もございますし、もう1つでは具体的に出すという意気込みで既に周りをまとめ始めているといった地区

もございますので、これを少しでも塩尻市全体の地域に広めてまいりたいと考えております。

○中村努委員 分かりました。最終的に、今後、時代がどのように変わっていくのか分かりませんが、この線引き制度をなくすかどうかの判断をしたほうが良いという時期が来るかもしれない。本当に基本的なことですが、塩尻市として、今後、線引き都市をやめると、どのような悪影響があるのか。その辺を総括的に教えてください。

○都市計画課長 線引き制度については、それぞれの立場で多くの考え方があると思います。現在の市の考え方は、昭和48年の線引き以降、50年近くが経過しており、調整区域に一定の土地利用規制をかけているもので、そういった規制をかけることで、塩尻市は人口減少時代に即した、コンパクトなまちづくりが50年間できたことにより、他市に比べて、現在、実際に人口が減っていないといったところが実態だと思いますので、あくまでも、現段階では、この線引き制度は継続してまちづくりを進めていきたいと考えております。また、線引き制度を廃止すると、現在の市街化区域の特に縁辺部、要するに線引きの縁辺部が農地転用の加速が考えられます。町が徐々に今の市街化区域が線引きを外すことによって広がっていき、それが考えられますし、そうしたことによって、インフラコストの増大にもつながっていくといったことです。

あと、市街化区域の中の地価の増加減少が非常に考えられますので、市全体の固定資産税ですとか、そういった部分が、上に振れるか下に振れるか分かりませんが、そういった部分への影響もかなりあると思います。また、多分、線引きを外すと、市街化区域内の土地の地価が、多分、一定程度減少というか、落ちることになります。当然、縁辺部の開発が進みますので、要するに縁辺部の税金が上がりますけれども、市街化区域内は、多分、かなり地価が落ちてくるということで、今現在、市街化区域内に住んでいる方の資産価値が落ちるといった具合もありますので、線引きを外したことによって、市内全域に与える影響は、かなりあると思われます。全国的に線引きを外したところを調べてみましたが、一時的には人口が増えますけれども、それ以降は、また人口が減ってしまっているところがほとんどですので、なかなか線引きをしている町については、線引きを廃止するといったことが全国的にも進んでいないといったような状況です。

○中村努委員 そういう話になってくると、なぜ長野県では4つの市しか線引きしていないのかと思ってしまう。ほかの線引きをしていないところが、みんなそうなっているかという点、私にはそうは見えない。一時、バブルの頃は、それをやってしまうと郊外の大開発が進んでいくような時代もあったと思うのですが、もうそういう時代ではないような気がする。将来的に、この線引き制度をどうするのかを、もう少し考えたほうが良いと思うのですが、その辺、いかがでしょうか。

○建設事業部長 線引き制度の廃止等については、本会議でも今までにも幾人も、何人も議員からそのような話が質問の中でもございました。今、課長が申し上げましたように、塩尻市は都市計画を引いて、線引き制度を引いて、これまでコンパクトシティということで進めてまいりました。市街化の中のインフラ整備もそうですし、調整区域においては都市計画でできない部分のインフラ整備を進めてきて、中心市街地と調整区域の中の集落づくりというのをしっかりと進めてきていると思います。それは歴代の線引き制度をきちんと守って、それに則った制度で進めてきています。その弊害がどこにあるかを、しっかりと考えなければいけない議論になってくると思います。線引き案のどこがいけないかということ、しっかりと捉えて、線引きを外したときには委員がおっしゃるようにどこに弊害が出るのかということは、これは、課長も幾つか申し上げた細かい部分もございませ

が、そういうのも、しっかり捉えていかないと、例えば調整区域の一部に都市計画道路ができて利便性がよくなって、開発ができるようなエリアになってきて、農地も守れなくなってきたので、線引きを外して自由に開発ができるようにしたらいいと言うだけの議論とは、やはり違う部分があると思います。

将来的に、この線引き制度を考えるというのは、いつの時点でも必要な議論だと私は思っています。ただ、いつの時点で、どうなったときに、塩尻市が線引きというものに対して、もう一回、しっかりと捉えていくのかは、いわゆる線引きによって塩尻市の弊害が顕著に見えてくるものがあれば、そういった議論が必要になってくると思いますし、そうでない状態においては、市街化調整区域の集落のコミュニティ維持をしっかりと私どもが都市計画の中で捉えて、市としての、田園都市としてのまちづくりを進めていくことが基本路線だと思っています。

○委員長 よろしいですか。

○副市長 補足で説明を申し上げます。都市計画法の中で規制をされているということは、当然、線引き、いわゆる市街化区域、市街化調整区域、それから都市計画法以外の区域があるわけです。市街化調整区域は、基本的に住宅開発、あるいはその他の開発ができないですから、そのように思っているのかもしれませんが、実は都市計画法の第34条の10号から12号は、例外的に市街化調整区域の開発ができますとうたっています。それは、今、申し上げているような市区計画でもできます、既存集落の、いわゆる50戸連たんで周辺部も含めて必要なところはできますとっています。それから12号では、いわゆる既存集落のようなことをいっているわけです。ですから、地区計画は一定の要件の下で市街化調整区域の中でできるわけです。何が問題かということ、農振法です。あるいは、農地法です。先ほど、牧野委員が御指摘のとおりです。市街化調整区域の地区計画は、農振法があったり、農地法があったり、それが上位法ですから、それがかかっているところは駄目と言っているわけです。だから、できない。例えば、Fパワープロジェクトのところは地区計画をかけました。地区計画をかけるのと開発できるわけです。必要なところは開発できます。ただし、それは必要なものと、農振法、農地上の必要性とどちらが高いかをきちんと判断をしてやらなければいけないということですから、必ずしも、市街化調整区域の中で開発ができないということではありません。したがって、必要なところであれば、それができます。ただし、農業との調整が非常に今の段階では難しい。

今の既存集落の中では、もともと農業の既存集落として認めているわけですから、既存集落の中に農振法、農地法は別ですが、農振がかかっていること自体が私は基本的におかしいと思う。だから、県との折衝の中でこれを抜いてくれと、塩尻市は抜くからこれを認めてくれという要求を、ずっと1年間かけてやってもらったのです。計画係長を中心に。それは、県の中で、現行法上、必要か否かは個別の判断だと言うので、それなら地区計画を作って地区計画の中で必要だという判断があったら県は抜くのかと言うと、それは個別の判断で必要なら抜きますという話ですから、非常に抜けやすい状況にはなっています。県の条例の中で、ここが既存集落の範囲だと言う中に、農振法が入っていること自体がおかしいわけです。その矛盾は、いわゆる県の農政課の農政部門はきちんと分かっているはずですから、それは言質をきちんと取ってあります。

まず、ここから始めましょう。この既存集落の中で、都市計画法でうたっている中から始めましょう。本当に必要があるのだとしたら、今、申し上げているように、都市計画法の第34条の中で市街化調整区域の中の地区計画は立てられるわけですから、本当に必要なものかどうかは、その必要性によるわけです。それが、住宅が本当に必要かどうか、または、住宅になるところはやっぱり市街化区域の中に二百何十ヘクタールもあるでしょうと言

われると、本当にその地点で必要かどうかということが今度は吟味される。いわゆる農振上、いわゆる農政上、農業上の必要性のほうが高いじゃないかと言われれば、それはそれで開発ができないということになります。そういうことで、市街化調整区域の中で開発ができないということでは、決してありません。その必要性が高いかどうかの判断によります。したがって、線引きが必要かどうかというのは、先ほど、部長が申し上げたとおり、塩尻市は田園都市を標榜して、ずっとその中でやってきたわけですから、都市的空間も守らなくてはならない、開発もしなければならぬ、しかし、農村もしっかり守っていかなければならぬ、農業も守っていかなければならぬ。このような二律背反なことを、ずっと線引きのようなことと、農地法、農振法の中で守ってきたわけですから、それはそれで、やはり必要なことでしょう。ただし、開発が必要な区域であって、個人の財産の話ではないです。個人の財産で、ここは俺がもう百姓をできなくなったら売りたいという気持ちは分かりますが、それはまちづくりとは一線を画した話です。個人の財産の話とまちづくり全体の話とは少し違いますから、財産の話は財産の話として、それは解決しないといけません。そのような手法を取りながら、少なくとも現条例でまとめた中の、この区域、しかも認めている区域は、住宅化、あるいは開発とか計画的な地区計画をしっかり立てて、必要な施設なり、必要な開発なり、あるいは保全なりを住民の意思に基づいてしっかりやっていくというのが、この条例の趣旨です。ぜひ、その辺は御理解をいただきたいと思います。

○委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を閉じて、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 中村委員、よろしいですか。

○中村努委員 はい。

○委員長 牧野委員、よろしいですか。

○牧野直樹委員 はい。

○委員長 それでは、ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第9号都市計画法による地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、異議なしと認め、議案第9号都市計画法による地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例は全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、ここで、説明者の入替えを行います。ここで、10分間、休憩といたします。

午前11時03分 休憩

午後11時11分 再開

○委員長 休憩を解いて、再開をいたします。

議案第 18 号 令和 2 年度塩尻市一般会計補正予算（第 3 号）中 歳出 6 款農林水産業費、8 款土木費

○委員長 それでは、議案第 18 号令和 2 年度塩尻市一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。密接を避けるため、款項ごと区切って行います。初めに、歳出 6 款農林水産業費の説明を求めます。

○農政課長 農政課です。よろしくお願ひいたします。資料は 21、22 ページになります。6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費をお願ひします。22 ページ、一番上の白丸になります。農業再生推進事業、黒ポツ、人・農地プラン実質化業務委託料 193 万 6,000 円の増額でございます。昨年度より見直し作業を実施しております、人・農地プラン、別名を地域農業マスタープランと言いますが、5 年後、10 年後の地域の担い手に農地の集積、集約化を図ることを目的とした農地中間管理事業の推進に関する法律にも示されている人・農地プランです。今まで、そのようなプランが形骸化されており、プランについて地域における農業者による徹底した話し合いを重ねて、強力に実質化を図っていくこととされています。昨年度から国に示されたスケジュールに合わせて作業をしていますが、昨年度のアンケートの実施の際には補助金がつきませんでした。本年度、人・農地問題解決加速化支援事業補助金として 100 万円を上限に補助金がつくことになり、アンケートの終了後、地区の話し合いのときにアンケートデータを可視化、地図化する作業が重要となるので、その作業を委託する委託料 193 万 6,000 円の増額補正をお願ひするものです。

次の白丸、農業公社運営事業、黒ポツ、農業公社運営補助金 140 万円の増額です。昨年度 3 月に畑作物転作補助金では、そば等の収量が増えたために増額補正をさせていただいています。そういった状況の中で、今までそばの乾燥調整を受けていた業者が市内 1 社のみであり、繁忙を極め、自社の分が対応できなかったために、今年度より農業公社や J A 塩尻市の分の一部、上西条の分は引き受けられないとの通知がありまして、J A 塩尻市と農業公社の話し合いの中で、廃止された塩尻ライスセンターの施設を有効利用し、修繕改修して、そばの乾燥調整をすることになりました。その設備費ですが、既存施設が中古機器など、どうしても 280 万円かかるということで、塩尻市と農業公社でその費用を折半して対応することとなりました。それで、農業公社運営補助金 140 万円の増額補正をお願ひするものです。以上、御審議をよろしくお願ひします。

○委員長 それでは、農林水産業費につきまして質疑を行います。委員より御質問、御意見ありましたらどうぞ。

○中村努委員 農業公社の運営事業についてですが、学校給食とか地域の流通のコーディネーターの方がいらっしゃるのですけれど、今度農協が合併することで、その内容というのは変わってくるのか今までどおりなのか。

○農政課長 J A 塩尻市には流通コーディネーターということで村上さんが農業公社にいて、ついております。合併はするのですけれど、そういう体制に関しては、今後 3 年をかけて市とのそういう対応は調整していくという話になっているので、急に何か変わるということはないとは言っています。だんだんそれぞれの J A に任せしていくという形で、流通コーディネーターが今見ているのですけれども、それぞれの J A でやるということで、流通コーディネーターという形はなくなっていきます。

○中村努委員 大分塩尻市の自校給食でコーディネーターに頑張っていたいたのですが、そういったことは今後ともなくなったとしても継続していけるといことでいいですか。

○農政課長 流通コーディネーターがやったり、J A 自体でも直売所に回したりとか、あと、お米の場合も白米が 160 袋余りますという話もあったのですが、そういうのも J A の職員に配布して買ってもらったりとか、一応 J A の中でもそういうふうに行っていますので、変わらないと思っております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

私から1点だけ。人・農地プランの委託料ですけれど、委託先はどのようなところへ委託をするのですか。

○農政課長 今予定をしておりますのは、農地台帳システムをやっておりますパスコを予定してございます。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、農林水産業費に関する質疑は以上で終了いたします。

次に8款土木費になりますので、説明者の入替えを行います。

それでは、御苦労さまですが、次に8款土木費につきまして説明を求めます。

○建設課長 それでは、引き続きになりますが、21、22 ページをお願いいたします。8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費14節工事請負費でございます。説明欄白丸の道路等維持事業、黒ポツ、排水路整備事業について、1,500万円の増額補正をお願いするものでございます。この工事につきましては、実施する場所ですが、松本歯科大学の陸上競技場の入り口から西に向かったファミリーマートまでの間、約200メートルに側溝等を整備するものでございます。この場所につきましては、道路側溝の水を、現在浸透ますで処理をする構造となっており、度々豪雨の際に道路が冠水しています。また、昨年7月に発生しました集中豪雨の際には、陸上競技場等に雨水が浸入する被害があり、歯科大関係者から、対策を何かしていただきたいという要望もございました。そのため、現地を確認した結果、競技場から西に向かったファミリーマートの交差点には、奈良井川までつながっている雨水幹線が整備されております。この雨水幹線へ道路側溝をつなぐことによって浸透ますが不要になり、抜本的な対策が図られることから、当初予算では500万円を計上して、数年に分けて整備をする予定としておりましたが、有利な起債である緊急自然災害対策事業債を本年度申請した結果、借入れが可能となったことから、今回補正をさせていただくものであります。なお、財源として、今回借入れを行う緊急自然災害防止対策債は、当初借入れを予定しておりました起債に比べまして、充当率が90%から100%に拡大され、また、もともと交付税措置がなかったものが、今回の事業債は70%の交付税が措置されることとなりますので、有利な財源であり、これを利用して今回補正をし、工事を実施することといたしました。私からは以上でございます。

○都市計画課長 私からは、4項都市計画費2目公園管理費について御説明を申し上げます。白丸、小坂田公園再整備事業2,180万円の増額につきましては、社会資本整備総合交付金の内示額が当初予算と比較し、1,090万円増額となったため、事業進捗を図る目的で増額補正をお願いするものでございます。詳細につきましては、すぐ下のポツ、測量設計業務委託料23万1,000円は、プール解体に伴い、管理棟の天井などにアスベストが含まれている材料の使用が認められたことから、調査を実施する経費を計上したものでございます。その下のポツ、公園施設撤去工事2,156万9,000円は、多目的グラウンドにありますパーゴラと呼ばれます日よけ施設等の撤去費用を計上したものでございます。なお、増額となりました補助金につきましては、11、12 ページを御覧ください。7目土木費国庫補助金ということで、社会資本整備総合交付金1,090万円が財源となっております。

以上、8款土木費の説明となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 それでは質疑を行います。委員より御質問、御意見ありましたらどうぞ。

○古畑秀夫委員 今の測量設計調査委託費の解体の関係で、アスベストということでしたが、アスベストは古い建物は結構あると思うのですが、そういうのは市の施設にどこにどのようなアスベストが含まれているか把握して

いるということですか。こんなところで聞いてもいけないですか。

○都市計画課長 今回の小坂田公園の管理棟につきましては、たまたま材料の関係を調べましたところ、その壁材の材料にアスベストが入っているといったことが分かりましたので、こういった形にしておりますけれども、塩尻市の全体の部分については、施設管理棟のほうで多分調べていると思いますけれども、私のほうでは担当ではありませんので、どこにどういった材料が使われているかというところまでは、すみませんが御説明できませんので、御了承願います。

○古畑秀夫委員 もし分かったら、また教えてください。ここでなくていいです。

○委員長 その件に関して。もう十数年前、アスベストが問題になったときに、全国の自治体では、たしか各施設のどこにあるかという調査を一斉にやった覚えがあるのですが、私は村時代、古い頃、そういう調査がありましたので、塩尻市ではそれをやっていないということですか。

○建設事業部長 私も記憶だけなのですが、今お話のとおり、アスベストが問題になったときに、各施設においてアスベストがあるかどうかということは、これはきちんと施設の管理者が調べて、あるものについては、その時点で除去なりの対策を取ったというふうに記憶しております。ですので、今市が使用している施設の中には、多分ですけれども、そういったものはないという状況であると思っております。

○水道事業部長 私も記憶の範囲ではありますが、当時学校とかにも何か所かあたりする中で、吹きつけのアスベストについては、当時除去するよというやり方をしております。その当時の調査では、そういったものがあるかどうかという調査で、もう既に製品化されている板状のアスベスト製品については、その調査から外れていたという経過がございます。その後、そういったものについても、一部含めながら調査がされまして、それにつきましては、傷つけなければ、そのままの状態で使用してよいというような話がございます。したがって、市の施設でも、多分結構多くの施設で、そういった板状のアスベスト材については使用されていると。これを最終的に撤去したりする段階で、その撤去方法について、適正にしていく必要があると記憶しておりますので、補足させていただきます。以上です。

○委員長 分かりました。危険なものがそのまま放置されることがずっと続くということがまずいということで、今回は撤去の調査をしたらアスベストが含まれているということが分かったという経過でよろしいですか。

○都市計画課長 まだ実際の壁材を取ってきちんとした調査まではしていませんけれども、そういった専門業者に建物を見ていただいて、その段階でアスベストが多分入っているだろうといった形ですので、今回調査をしまして、きちんとそれなりの形で撤去していくといった形で調査費を計上させていただきました。

○委員長 はい、分かりました。

ほかに。

○中村努委員 道路排水の関係ですけれど、牧野委員の地元ですけれど、中央スポーツ公園のところの日の出保育園の前の道がこの間の大雨で相当水がついて、ちょうど横断歩道待ちのところが大分水浸しで、車が通るときに水しぶきが飛んで、道路の横断待ちができないような状況があったと聞いたのですが、今まであそこの道がそんなに排水で困ったようなことを聞いたことないのですが、何か分かりますか。

○建設課長 今の御指摘の場所、この間もそういう形があったりしたものですから、現地を確認したところ、側溝の中に落ち葉とか、そういったものが堆積をしているようなものですから、それについて今回重機借上料を使

って、一旦側溝の清掃をさせていただきますので、それで状況が変わるかと思えます。その状況を見て、もし何かまだたまっているようでしたら、少し抜本的に何か工作をしていかなければいけないかと思っているのですが、現地を見たところ、側溝にそういった堆積物があるので排水が悪くなっているのではないかとということで対応させていただきます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、土木費について質疑を終了いたします。

議案第 18 号の付託された部分全体について、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので採決を行います。議案第 18 号令和 2 年度塩尻市一般会計補正予算（第 3 号）中、当委員会に付託された部分については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。議案第 18 号令和 2 年度塩尻市一般会計補正予算（第 3 号）中、当委員会に付託された部分については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次、第 20 号に入ります前に、説明者の入替えを行います。

議案第 20 号 令和 2 年度塩尻市水道事業会計補正予算（第 1 号）

○委員長 それでは、議案第 20 号令和 2 年度塩尻市水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。説明を求めます。

○経営管理課長 それでは、別冊の議案第 20 号令和 2 年度塩尻市水道事業会計補正予算（第 1 号）により御説明いたします。

まず、別冊の 1 ページを御覧ください。条文でございます。第 2 条収益的収入及び支出は、予算第 3 条に定めた予定額を次のとおり補正するものです。内容につきましては、支出の営業費用で、消火栓 2 基を移設するための修繕費 211 万 2,000 円を増額し、これに伴う他会計負担金、一般会計からの繰入金になりますけれども、収入 224 万 6,000 円を増額するものでございます。

次の第 3 条資本的収入及び支出は、予算第 4 条に定めました予定額を次のとおり補正するものでございます。内容につきましては、支出の建設改良費で、消火栓 1 基を更新するための工事請負費 170 万 5,000 円を増額し、これに伴います他会計負担金収入 181 万 3,000 円を増額するものでございます。

なお、これらの明細書は資料 9 ページから 12 ページとなりますが、同様の説明内容となりますので、明細書の説明は省略させていただきます。

1 ページでございます。第 3 条の本文を御覧ください。今回の補正によりまして、予算第 4 条本文括弧書き中にあります、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6 億 5,407 万 8,000 円を 6 億 5,397 万円に、補填財源のうち、当年度分損益勘定留保資金 4 億 197 万 8,000 円を 4 億 187 万円に改めるものでございます。

次に、資料の6ページをお開きください。令和2年度塩尻市水道事業予定損益計算書になります。予定損益計算書は3条予算の収支を税抜きで記載しております。今回の補正により変更となる部分、主な部分のみ御説明いたします。1 営業収益(3) その他営業収益で他会計負担金が増額となり、1億2,000万5,000円に、2 営業費用(2) 配水及び給水費で修繕費が増額となり、8,867万7,000円となります。

一番下から4行目、当年度純利益の覧を御覧ください。当年度純利益は、補正しました収益費用を差し引きし、13万4,000円増額の2億2,751万3,000円となります。前年度繰越利益剰余金に変更はありません。一番下、当年度未処分利益剰余金は、13万4,000円増額の6億536万5,000円を予定するものでございます。

私からの説明は以上となります。御審議よろしくお願いたします。

○**委員長** それでは質疑を行います。委員より御質問、御意見がありましたらどうぞ。

○**古畑秀夫委員** 消火栓2基の場所はどこでしょうか。

○**上水道課長** 今回更新が1基、既設が2基ということで、3件の移設を予定しています。1件目は、洗馬芦ノ田の上今井洗馬停車場線、県道の拡幅の関係で移設いたします。残りの2件は、広丘野村と広丘高出でございます。これらは土地の所有者からの申入れ申請により移設をするという内容でございます。以上です。

○**委員長** 古畑委員、よろしいですか。私からそれに関連しますが、消火栓の新設、移設に関しては、本来は年間計画でやっているはずではないかと思っているのですが、この時期に出てくるというのは、現場的な何か要因があるわけですか。

○**上水道課長** 今回3件ここで補正というのは、危機管理課のほうでも今後6月議会で補正をしております。事情を察するに、昨年度予算編成を行った後に、移設の必要が生じたものと捉えてございます。以上です。

○**委員長** 言ってしまうとそういうことで、そういう変更があったのだらうと。それは事情が分かるし、いいのですが、6月に現場をこうやって補正するというのは普通計画行政からすると、何やっているのという見方をされがちなので、これは逆に水道のほうではなくて危機管理課のほうだと思うのですが、そこら辺は計画的に、むしろ早く把握をして、当初予算にしっかり反映をさせていくという配慮をぜひしていただきたいと、これは要望にさせていただきますと思います。

ほかに委員からありましたら。よろしいでしょうか。

それでは、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので採決を行います。議案第20号令和2年度塩尻市水道事業会計補正予算(第1号)については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 御異議なしと認め、議案第20号令和2年度塩尻市水道事業会計補正予算(第1号)については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案の審査については以上であります。

行政側から何かありましたら。

閉会中の継続審査の申し出

○産業振興事業部長（産業政策・観光担当） 閉会中の継続審査についてお願いを申し上げます。本委員会所管の各事業部は大変重要な案件を抱えております。したがって、閉会中の継続審査についてお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ただいま継続審査につきまして申し出がございましたが、これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 では御異議なしと認め、そのように議長に申し出をさせていただきます。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。なお、当委員会の審査結果報告及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任をお願いしたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、最後に理事者から御挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 御審査をいただきまして、提案を申し上げました全ての議案に対してお認めいただきまして、大変ありがとうございました。審査の過程でいただいた御意見、御要望に対しましては、今後の行政の中に生かしてまいりたいと思っております。大変ありがとうございました。

○委員長 御苦労さまでした。以上をもちまして、6月定例会産業建設委員会を閉会といたします。

午前11時42分 閉会

令和元年6月15日（月）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

産業建設委員会委員長 篠原 敏宏 印